

1 議題

- | | |
|----------------------------------------------------------------|----------|
| (1)選挙人名簿から抹消する者について | (議案第9号) |
| (2)選挙人名簿に登録する者について | (議案第10号) |
| (3)衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所の指定及び設置期間について | (議案第11号) |
| (4)衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査において在外選挙人名簿に登録された者が投票を行う期日前投票所の指定について | (議案第12号) |
| (5)衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における投票所の指定について | (議案第13号) |
| (6)衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所を開く時刻及び閉じる時刻の変更について | (議案第14号) |
| (7)衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における開票の場所及び日時について | (議案第15号) |
| (8)衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における開票立会人を定めるくじを行う場所及び日時について | (議案第16号) |
| (9)衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における開票立会人を定めるくじの方法について | (議案第17号) |
| (10)衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任について | (議案第18号) |
| (11)衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における投票管理者及びその職務代理者の選任について | (議案第19号) |
| (12)衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における開票管理者及びその職務代理者の選任について | (議案第20号) |
| (13)衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所の投票立会人の選任について | (議案第21号) |
| (14)衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における投票立会人の選任について | (議案第22号) |

2 その他

- (1)次回以降の委員会日程について (予定)

令和8年1月27日(火)	午後6時00分から
令和8年2月5日(木)	午後6時00分から
令和8年2月8日(日)	午前10時00分から

本文中の略語表記について

法…公職選挙法 令…公職選挙法施行令

議題（1）
議案第9号

選挙人名簿から抹消する者について

選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和8年1月26日

福岡市城南区選挙管理委員会
委員長 古賀 勉

1 抹消する者の数	519人
内訳 死亡者	220人
市外転出者	299人
2 抹消する者の氏名等	別紙のとおり
3 抹消年月日	令和8年1月26日

（根拠）

・議決 公職選挙法第28条の規定による。

○公職選挙法（抜粋）

（登録の抹消）

第28条 市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の選挙人名簿に登録されている者について次の場合に該当するに至つたときは、これらの者を直ちに選挙人名簿から抹消しなければならない。この場合において、第3号の場合に該当するときは、その旨を告示しなければならない。

（1）死亡したこと又は日本の国籍を失つたことを知つたとき。

（2）^{※1}前条第1項の表示をされた者が当該市町村の区域内に住所を有しなくなつた日後4箇月を経過するに至つたとき。

（3）登録の際に登録されるべきでなかつたことを知つたとき。

<※1>法第27条（要旨）

市町村の選挙管理委員会は、選挙人名簿に登録されている者が選挙権を有しなくなつたこと又は当該市町村の区域内に住所を有しなくなつたことを知つた場合には、直ちに選挙人名簿にその旨の表示をしなければならない。

抹消の基準日 令和8年1月26日

1 死亡者

令和8年1月25日までに区長から通知を受けた死亡者

2 市外へ転出後4箇月を経過した者

令和7年9月25日までに市外へ転出した者

3 抹消の内訳

(人)

区分	男	女	計
死亡者	91	129	220
転出者	143	156	299
計	234	285	519

議題 (2)
議案第 10 号

選挙人名簿に登録する者について

令和 8 年 1 月 26 日現在において選挙人名簿に登録される資格を有する者を、次のとおり選挙人名簿に登録する。

令和 8 年 1 月 26 日

福岡市城南区選挙管理委員会
委員長 古賀 勉

- | | |
|-------------|-----------------|
| 1 登録する者の数 | 621 人 |
| 2 登録する者の氏名等 | 別紙のとおり |
| 3 登録年月日 | 令和 8 年 1 月 26 日 |

(根拠)

- ・議決 公職選挙法第 22 条第 3 項の規定による。

○公職選挙法（抜粋）

（登録）

第 22 条

- 3 市町村の選挙管理委員会は、選挙を行う場合には、政令で定めるところにより、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会が定める日（選挙時登録の基準日）現在により、当該市町村の選挙人名簿に登録される資格を有する者を当該選挙時登録の基準日に選挙人名簿に登録しなければならない。

議題（3）
議案第11号

衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所の指定及び設置期間について

令和8年2月8日執行予定の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における城南区の期日前投票所及びその設置期間を次のように指定し、告示する。

令和8年1月26日

福岡市城南区選挙管理委員会
委員長 古賀 勉

期日前投票所	設置期間
福岡市城南区鳥飼六丁目1番1号	令和8年1月28日から
福岡市城南区役所3階大会議室	令和8年2月7日まで
福岡市中央区笹丘一丁目28番74号 イオンスタイル笹丘2階多目的スペース	令和8年2月4日から 令和8年2月6日まで
福岡市中央区天神一丁目8番1号 福岡市役所1階市民ロビー	令和8年1月31日から 令和8年2月7日まで

（根拠）

- ・議決 公職選挙法第48条の2第6項による読替後の第39条の規定による。
- ・告示 公職選挙法第48条の2第6項による読替後の第41条の規定による。

○公職選挙法施行令（抜粋）

（投票所）

第39条（読替後） 投票所は、選挙の期日の公示又は告示があつた日の翌日から選挙の期日の前日までの間、市役所、町村役場又は市町村の選挙管理委員会の指定した場所に設ける。

（投票所の告示）

第41条（読替後） 市町村の選挙管理委員会は、選挙の期日の公示又は告示の日に、期日前投票所の場所を告示しなければならない。

（期日前投票）

第48条の2

6 第39条から第41条まで及び第58条から第60条までの規定は、期日前投票所について準用する。

議題（4）
議案第12号

衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査において在外選挙人名簿に登録された者が投票を行う期日前投票所の指定について

令和8年2月8日執行予定の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査において、城南区の在外選挙人名簿に登録された者が投票を行う期日前投票所を次のように指定し、告示する。

令和8年1月26日

福岡市城南区選挙管理委員会
委員長 古賀 勉

福岡市城南区鳥飼六丁目1番1号
福岡市城南区役所3階大会議室

（根拠）

- ・議決 公職選挙法第49条の2第4項による読み替後の第48条の2第1項及び国民審査法第26条の規定による。
- ・告示 公職選挙法施行令第65条の13第4項の規定による。

○公職選挙法（抜粋）

（期日前投票）

第48条の2【読み替後】（要旨）

1 在外選挙人名簿に登録されている選挙人で、衆議院議員又は参議院議員の選挙において投票をしようとするものの国内における投票については、当該選挙の期日の公示又は告示があつた日の翌日から選挙の期日の前日までの間、市町村の選挙管理委員会の指定した期日前投票所において、行わせることができる。

（在外投票等）

第49条の2

4 在外選挙人名簿に登録されている選挙人で、衆議院議員又は参議院議員の選挙において投票をしようとするものの国内における投票については、第48条の2第1項中、「期日前投票所」とあるのは「市町村の選挙管理委員会の指定した期日前投票所」と、「投票区」とあるのは「指定在外選挙投票区」とする。

○最高裁判所裁判官国民審査法（抜粋）

（投票及び開票に関するその他の事項）

第26条

この法律及びこの法律に基づく命令に規定するもののほか、投票及び開票に関しては、衆議院小選挙区選出議員の選挙の投票及び開票の例による。

○公職選挙法施行令（抜粋）

（在外選挙人名簿に登録されている選挙人の国内における投票に係る関係規定の適用の特例）

第 65 条の 13（要旨）

4 市町村の選挙管理委員会は、在外選挙人が期日前投票を行う期日前投票所を指定したときは、直ちにこれを告示しなければならない。

議題（5）
議案第13号

衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における投票所の指定について

令和8年2月8日執行予定の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における城南区の各投票区の投票所を次のように指定し、告示する。

令和8年1月26日

福岡市城南区選挙管理委員会
委員長 古賀 勉

各投票区の投票所
別紙のとおり

（根拠）

- ・議決 公職選挙法第39条及び最高裁判所裁判官国民審査法第13条の規定による。
- ・告示 公職選挙法第41条第1項の規定による。

○公職選挙法（抜粋）

（投票所）

第39条 投票所は、市役所、町村役場又は市町村の選挙管理委員会の指定した場所に設ける。

（投票所の告示）

第41条 市町村の選挙管理委員会は、選挙の期日から少なくとも5日前に、投票所を告示しなければならない。

○最高裁判所裁判官国民審査法（抜粋）

（投票の時及び場所）

第13条 審査の投票は、衆議院小選挙区選出議員の選挙の投票所において、その投票と同時にこれを行う。

議題（6）
議案第14号

衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所を開く時刻及び閉じる時刻の変更について

令和8年2月8日執行予定の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所を開く時刻及び閉じる時刻を次のように変更し、告示する。

令和8年1月26日

福岡市城南区選挙管理委員会
委員長 古賀 勉

1 開く時刻及び閉じる時刻の変更を行う期日前投票所並びに当該時刻

期日前投票所	開く時刻	閉じる時刻
イオンスタイル笹丘2階多目的スペース	午前10時	午後7時
福岡市役所1階市民ロビー	午前10時	午後7時

2 変更理由

イオンスタイル笹丘2階多目的スペース及び福岡市役所1階市民ロビーについては、増設設置するものであり、城南区役所に設置した期日前投票所において変更を行わずに設置しているため、選挙人の利便向上に最も効果が見込まれる時間帯に設置するもの

（根拠）

- ・議決 公職選挙法第48条の2第6項による読替後の第40条第1項の規定による。
- ・告示 公職選挙法第48条の2第6項による読替後の第40条第2項の規定による。

○公職選挙法（抜粋）

（投票所の開閉時間）

第40条 投票所は、午前8時30分に開き、午後8時に閉じる。ただし、市町村の選挙管理委員会は、二以上の期日前投票所を設ける場合にあつては、一の期日前投票所を除き、期日前投票所を開く時刻を繰り下げ、又は期日前投票所の閉じる時刻を繰り上げることができる。

2 市町村の選挙管理委員会は、前項ただし書の場合においては、直ちにその旨を告示するとともに、これをその投票所の投票管理者に通知し、かつ、市町村の議会の議員又は長の選挙以外の選挙にあつては、直ちにその旨を都道府県の選挙管理委員会に届け出なければならない。

第48条の2

6 ※ 議案第11号参照

議題（7）
議案第 15 号

衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における開票の場所及び日時について

令和 8 年 2 月 8 日執行予定の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における城南区第 1 開票区及び城南区第 2 開票区の開票の場所及び日時を次のように定め、告示する。

令和 8 年 1 月 26 日

福岡市城南区選挙管理委員会

委員長 古賀 勉

開票区	当該開票区の区域	場所	日時
城南区第 1 開票区	城南区の区域のうち公職選挙法別表第 1 に規定する福岡県第 2 区の選挙区に属する区域	福岡市城南区別府六丁目 14 番 22 号	令和 8 年 2 月 8 日 午後 9 時 15 分から
城南区第 2 開票区	城南区の区域のうち公職選挙法別表第 1 に規定する福岡県第 3 区の選挙区に属する区域	福岡市立城南体育館	

（根拠）

- ・議決 公職選挙法第 63 条及び最高裁判所裁判官国民審査法第 20 条の規定による。
- ・告示 公職選挙法第 64 条の規定による。

○公職選挙法（抜粋）

（開票所の設置）

第 63 条 開票所は、市役所、町村役場又は市町村の選挙管理委員会の指定した場所に設ける。

（開票の場所及び日時の告示）

第 64 条 市町村の選挙管理委員会は、予め開票の場所及び日時を告示しなければならない。

○最高裁判所裁判官国民審査法（抜粋）

（開票の時及び場所）

第 20 条

審査の開票は、衆議院小選挙区選出議員の選挙の開票所において、すべての投票箱の送致を受けた日又はその翌日にこれを行う。

議題 (8)
議案第 16 号

衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における開票立会人を定めるくじを行う場所及び日時について

令和 8 年 2 月 8 日執行予定の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査につき、城南区第 1 開票区及び城南区第 2 開票区において開票立会人を定めるくじを行う場合のくじを行う場所及び日時を次のように定め、告示する。

令和 8 年 1 月 26 日

福岡市城南区選挙管理委員会
委員長 古賀 勉

1 場所 福岡市城南区鳥飼六丁目 1 番 1 号
福岡市城南区選挙管理委員会事務局

2 日時 令和 8 年 2 月 5 日 午後 6 時から

(根拠)

・議決及び告示 公職選挙法第 62 条第 6 項及び最高裁判所裁判官国民審査法第 19 条第 2 項の規定による。

○公職選挙法（抜粋）

（開票立会人）

第 62 条

6 第 2 項、^{<※1>} 第 4 項^{<※2>} または前項^{<※3>} の規定によるくじを行うべき場所及び日時は、市町村の選挙管理委員会において、予め告示しなければならない。

<※1> 法第 62 条第 2 項（要旨）

^{<※4>} 前項の規定により届出のあつた者が、10 人を超えないときは直ちにその者をもつて開票立会人とし、10 人を超えるときは届出のあつた者の中から市町村の選挙管理委員会がくじで定めた者 10 人をもつて開票立会人としなければならない。

<※2> 法第 62 条第 4 項（要旨）

届出のあつた者で同一の政党等に属する公職の候補者の届出にかかるものが 3 人以上あるときは、その者の中で選挙管理委員会がくじで定めた者 2 人以外の者は、開票立会人となることができない。

<※3>法第62条第5項（要旨）

開票立会人が定まった後、同一の政党等に属する公職の候補者の届出にかかる開票立会人が3人以上となつたときは、選挙管理委員会がくじで定めた者2人以外の者は、その職を失う。

<※4>法第62条第1項（要旨）

公職の候補者は、当該選挙の開票区ごとに、当該開票区の区域の全部又は一部をその区域に含む市町村の選挙人名簿に登録された者の中から、本人の承諾を得て、開票立会人となるべき者1人を定め、その選挙の期日前3日までに、市町村の選挙管理委員会に届け出ることができる。

○最高裁判所裁判官国民審査法（抜粋）

（開票に関する事務の担任）

第19条

2 衆議院小選挙区選出議員の選挙における開票立会人は、審査における開票立会人となるものとする。

議題 (9)
議案第 17 号

衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における開票立会人を定めるくじの方法について

令和 8 年 2 月 8 日執行予定の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査につき、城南区第 1 開票区及び城南区第 2 開票区において開票立会人を定めるくじを行う場合のくじの方法を次のように定める。

令和 8 年 1 月 26 日

福岡市城南区選挙管理委員会
委員長 古賀 勉

1 開票立会人となるべき者として届出があった者が 10 人を超える場合

- (1) くじはくじ棒により行う。
- (2) 開票立会人となるべき者の届出順位をその者の固有番号とする。
- (3) くじは開票立会人となるべき者の固有番号と同じ数値を記載したくじ棒をくじ箱に入れ、くじ箱から 10 本のくじ棒を取り出し、そのくじ棒に記載された数値に符合する固有番号の者を開票立会人の予定者（以下「予定者」という。）とする。
- (4) 予定者の中に同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかる者が 3 人以上ないときは、当該予定者をそのまま開票立会人とする。
- (5) 予定者の中に同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかる者が 3 人以上あるときは、同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかる予定者ごとに次の要領でくじを行う。
 - ア 予定者の固有番号と同じ数値を記載したくじ棒をくじ箱に入れる。
 - イ くじ箱から 2 本のくじ棒を取り出し、そのくじ棒に記載された数値に符合する固有番号の予定者を開票立会人とする。

2 開票立会人となるべき者として届出があった者が 10 人を超えない場合

開票立会人となるべき者として届出があった者の中に同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかる者が 3 人以上あるときは、前記 1(5)に準じてくじを行う。

（根拠）

- ・議決 公職選挙法第 62 条第 2 項及び第 4 項並びに最高裁判所裁判官国民審査法第 19 条第 2 項の規定による。

○公職選挙法（抜粋）

（開票立会人）

第 62 条

- 2 届出のあつた者が、10 人を超えないときは直ちにその者をもつて開票立会人とし、10 人を

超えるときは届出のあつた者の中から市町村の選挙管理委員会がくじで定めた者 10 人をもつて開票立会人としなければならない。

4 届出のあつた者で同一の政党その他の政治団体に属する公職の候補者の届出にかかるものが3人以上あるときは、第2項の規定にかかわらず、その者の中で市町村の選挙管理委員会がくじで定めた者2人以外の者は、開票立会人となることができない。

○最高裁判所裁判官国民審査法（抜粋）

第19条

2 ※議案第16号を参照

議題（10）
議案第18号

衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任について

令和8年2月8日執行予定の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における城南区の期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者を次のように選任し、告示する。

令和8年1月26日

福岡市城南区選挙管理委員会

委員長 古賀 勉

期日前投票所の投票管理者及び職務代理者
別紙のとおり

（根拠）

- ・議決 公職選挙法第37条第2項及び第3項並びに同法施行令第24条第1項及び第3項並びに最高裁判所裁判官国民審査法第12条第1項並びに同法施行令第4条の規定による。
- ・告示 公職選挙法施行令第25条の規定による。

○公職選挙法（抜粋）

（投票管理者）

第37条

2 投票管理者は、選挙権を有する者の中から市町村の選挙管理委員会の選任した者をもつて、これに充てる。

3 衆議院議員の選挙において、小選挙区選出議員の選挙と比例代表選出議員の選挙を同時に行う場合においては、市町村の選挙管理委員会は、小選挙区選出議員についての投票管理者を同時に比例代表選出議員についての投票管理者とすることができます。

○公職選挙法施行令（抜粋）

（投票管理者の職務代理者又は職務管掌者の選任）

第24条

1 市町村の選挙管理委員会は、投票管理者に事故があり、又は投票管理者が欠けた場合において、その職務を代理すべき者を、選挙権を有する者の中から、あらかじめ選任しておかなければならぬ。

3 衆議院議員の選挙において、小選挙区選出議員の選挙と比例代表選出議員の選挙を同時に行う場合においては、市町村の選挙管理委員会は小選挙区選出議員の選挙の投票管理者の職務を代

理すべき者を同時に比例代表選出議員の選挙の投票管理者の職務を代理すべき者に、市町村の選挙管理委員会の委員長は小選挙区選出議員の選挙の投票管理者の職務を管掌すべき者を同時に比例代表選出議員の選挙の投票管理者の職務を管掌すべき者に選任することができる。

（投票管理者又はその職務代理者の氏名等の告示）

第 25 条

市町村の選挙管理委員会は、法第 37 条第 2 項又は前条第 1 項の規定により投票管理者又はその職務を代理すべき者を選任した場合には、直ちにその者の住所及び氏名（二人以上の投票管理者又は二人以上の投票管理者の職務を代理すべき者に交替して職務を行わせることとしたときは、これらの者の住所及び氏名並びにこれらの者が職務を行うべき時間）を告示しなければならない。

○最高裁判所裁判官国民審査法（抜粋）

（投票に関する事務の担任）

第 12 条

1 衆議院小選挙区選出議員の選挙における投票管理者は、審査における投票管理者となり、審査の投票に関する事務を担任する。

○最高裁判所裁判官国民審査法施行令（抜粋）

（投票管理者の職務代理者又は職務管掌者）

第 4 条 衆議院小選挙区選出議員の選挙における投票管理者の職務を代理すべき者又は管掌すべき者は、審査における投票管理者の職務を代理すべき者又は管掌すべき者となるものとする。

議題（11）
議案第19号

衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における投票管理者及びその職務代理者の選任について

令和8年2月8日執行予定の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における城南区の各投票区の投票管理者及びその職務代理者を次のように選任し、告示する。

令和8年1月26日

福岡市城南区選挙管理委員会
委員長 古賀 勉

各投票区の投票管理者及び職務代理者
別紙のとおり

（根拠）

- ・議決 公職選挙法第37条第2項及び第3項及び同法施行令第24条第1項及び第3項及び最高裁判所裁判官国民審査法第12条第1項及び同法施行令第4条の規定による。
- ・告示 公職選挙法施行令第25条の規定による。

○公職選挙法（抜粋）

（投票管理者）

第37条 ※議案第18号を参照

○公職選挙法施行令（抜粋）

（投票管理者の職務代理者又は職務管掌者の選任）

第24条 ※議案第18号を参照

（投票管理者又はその職務代理者の氏名等の告示）

第25条 ※議案第18号を参照

○最高裁判所裁判官国民審査法（抜粋）

（投票に関する事務の担任）

第12条 ※議案第18号を参照

○最高裁判所裁判官国民審査法施行令（抜粋）

（投票管理者の職務代理者又は職務管掌者）

第4条 ※議案第18号を参照

議題（12）
議案第20号

衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における開票管理者及びその職務代理者の選任について

令和8年2月8日執行予定の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における城南区第1開票区及び城南区第2開票区の開票管理者及びその職務代理者を次のように選任し、告示する。

令和8年1月26日

福岡市城南区選挙管理委員会
委員長 古賀 勉

開票管理者及び職務代理者
別紙のとおり

（根拠）

- ・議決 公職選挙法第61条第2項及び第3項並びに同法施行令第67条第1項及び第7項並びに最高裁判所裁判官国民審査法第19条第1項及び同法施行令第8条の規定による。
- ・告示 公職選挙法施行令第68条の規定による。

○公職選挙法（抜粋）

（開票管理者）

第61条

- 2 開票管理者は、当該選挙の選挙権を有する者の中から市町村の選挙管理委員会の選任した者をもつて、これに充てる。
- 3 衆議院議員の選挙において、小選挙区選出議員の選挙と比例代表選出議員の選挙を同時に行う場合においては、市町村の選挙管理委員会は、小選挙区選出議員についての開票管理者を同時に比例代表選出議員についての開票管理者とすることができます。

○公職選挙法施行令（抜粋）

（開票管理者の職務代理者又は職務管掌者の選任）

第 67 条

1 市町村の選挙管理委員会は、開票管理者に事故があり、又は開票管理者が欠けた場合においてその職務を代理すべき者を、当該選挙の選挙権を有する者の中から、あらかじめ選任しておかなければならぬ。

7 衆議院議員の選挙において、小選挙区選出議員の選挙と比例代表選出議員の選挙を同時に行う場合には、市町村又は都道府県の選挙管理委員会は小選挙区選出議員の選挙の開票管理者の職務を代理すべき者を同時に比例代表選出議員の選挙の開票管理者の職務を代理すべき者に、市町村又は都道府県の選挙管理委員会の委員長は小選挙区選出議員の選挙の開票管理者の職務を管掌すべき者を同時に比例代表選出議員の選挙の開票管理者の職務を管掌すべき者に選任することができる。

（開票管理者又はその職務代理者の氏名等の告示）

第 68 条 市町村又は都道府県の選挙管理委員会は、開票管理者又はその職務を代理すべき者を選任した場合においては、直ちにその者の住所及び氏名を告示しなければならぬ。

○最高裁判所裁判官国民審査法（抜粋）

（開票に関する事務の担任）

第 19 条

1 衆議院小選挙区選出議員の選挙における開票管理者は、審査における開票管理者となり、審査の開票に関する事務を担任する。

○最高裁判所裁判官国民審査法施行令（抜粋）

（開票管理者の職務代理者又は職務管掌者）

第 8 条 衆議院小選挙区選出議員の選挙における開票管理者の職務を代理すべき者又は管掌すべき者は、審査における開票管理者の職務を代理すべき者又は管掌すべき者となるものとする。

議題（13）
議案第21号

衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所の投票立会人の選任について

令和8年2月8日執行予定の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における城南区の期日前投票所の投票立会人を次のように選任する。

令和8年1月26日

福岡市城南区選挙管理委員会
委員長 古賀 勉

期日前投票所の投票立会人
別紙のとおり

（根拠）

- ・議決 公職選挙法第48条の2第5項による読み替後の第38条第1項及び最高裁判所裁判官国民審査法第12条第2項の規定による。

○公職選挙法（抜粋）

（投票立会人）

第38条（読み替後）

1 市町村の選挙管理委員会は、各選挙ごとに、選挙権を有する者の中から、本人の承諾を得て、2人の投票立会人を選任し、その選挙の期日の公示又は告示の日に、本人に通知しなければならない。

（期日前投票）

第48条の2（要旨）

5 法第38条第1項中「2人以上5人以下」とあるのは「2人」に、「前3日まで」とあるのは「の公示又は公示の日」にそれぞれ読み替える。

○最高裁判所裁判官国民審査法（抜粋）

（投票に関する事務の担任）

第12条

2 衆議院小選挙区選出議員の選挙における投票立会人は、審査における投票立会人となるものとする。

議題（14）
議案第 22 号

衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における投票立会人の選任について

令和 8 年 2 月 8 日執行予定の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における城南区の各投票区の投票立会人を次のように選任する。

令和 8 年 1 月 26 日

福岡市城南区選挙管理委員会
委員長 古賀 勉

各投票区の投票立会人
別紙のとおり

（根拠）

- 議決 公職選挙法第38条第1項及び最高裁判所裁判官国民審査法第12条第2項の規定による。

○公職選挙法（抜粋）

（投票立会人）

第 38 条

1 市町村の選挙管理委員会は、各選挙ごとに、選挙権を有する者の中から、本人の承諾を得て、2人以上5人以下の投票立会人を選任し、その選挙の期日前3日までに、本人に通知しなければならない。

○最高裁判所裁判官国民審査法（抜粋）

（投票に関する事務の担任）

第 12 条

2 ※議案第 21 号を参照